

電機・情報ユニオン

2021年6月10日 第117号

発行 電機・情報ユニオン

〒142-0043 東京都品川区二葉

2-20-8染野ビル2F

Tel03-6421-5323、Fax03-6421-5324

Email: denkiunion@gmail.com

三菱電機 NECは争議解決を

すべての争議の早期全面解決を！裁判所・労働委員会は公正な判断をおこなえ！新型コロナウイルスによる解雇・被害を補償しろ！憲法を職場とくらしに活かそう！のスローガンを掲げて5・27全労連・東京地評争議支援総行動が、5月27日（木）の早朝から夕方まで東京都内で行われました。

23争議団・労働組合が関係各社、東京都労働委員会、東京地裁、最高裁に要請行動・申し入れを行ないました。

三菱創立100周年を機に争議の解決をはかれ

10時からの三菱電機の社前行動には、約30人が参加しました。

主催あいさつを行った全労連の齊藤辰巳常任幹事は、三菱電機名古屋派遣切り争議の経過を簡潔に述べ、「労働者は物ではない。三菱電機は田中さんに謝ってほしい。今年は三菱電機の創立100周年。これを機にして解決を」と訴えました。

連帯あいさつで、愛労連の関久一事務局長は、コロナ禍で派遣切りが続いて

いる状況を紹介し、「労働者に犠牲を強いる一方的な解雇は許されない」と述べました。

電機・情報ユニオンの米田徳治中央執行委員長は、三菱電機の労働者が勇気を出して団体交渉を今日申し入れることを紹介し、「この12年間におよぶ粘り強いたたかいによるもの。

いよいよ、三菱電機で労働者の権利と雇用を守る本格的な労働運動が開始される。

田中さんの争議解決と合わせて一緒に取り組んでいこう」と呼びかけました。

決意表明に立った三菱電機派遣切りを許さず争議を勝たせる会の本田直子事務局長は、12年前の派遣切りにあった田中さんの心境とたたかいに至った決意を紹介し、「争議解決を訴えるピラをこの12年間、三菱電機の門前で何枚も何枚も撒いてきました。最近、三菱電機で働く労働者からの相談が相次

いでいます。労働者を人間扱いしない三菱電機を変え、ため、たたかい続ける」と決意を述べました。

社前行動が終了後、愛知支部の成木彦朗委員長ら5人の要請団は、三菱電機の社内会議室で担当者3人に対して45分間行いました。

要請の最後に、三菱電機の組合員の団体交渉申入書



5月27日（木）
三菱電機本社前での要請行動

を提出しました。

NECは3名の不当解雇を撤回せよ

15時45分からのNECの社前行動には、10団体の約50人が参加しました。

主催者あいさつを行った全労連の清岡弘一副議長は、NECは2018年に3000人黒字リストラ・人減らしリストラを強行する中で、NECデイスプレインリューションズの伊草さん、NECプラットフォームズの保健師さん、NECソリューションイノベータの中正司（2面に続きます）

第117号の紹介

- 1面 三菱電機 NECは争議解決を
- 2面 三菱電機 NECは争議解決を
米田委員長メッセージ94
- 3面 三菱電機にパワハラ団交申入れで記者会見
第7回株主総会にむけての学習交流会を開催
- 4面 交流のひろば、告知板、あとがき

(1面からの続きです)
さんの3名労働者を次々に不当解雇した暴挙を指摘し、「NECは自ら掲げるNECグループ企業行動憲章・行動規範に基づいて企業の社会的責任を果たし、3名の不当解雇を撤回すべきです」と述べました。

連帯あいさつで、電機・情報ユニオンの米田徳治中央執行委員長は、NEC本社の人事担当者との間に行った要請交渉で、2015年12月18日の拉致事件のイラスト図を渡して調査を要請していることを報告し、「伊草さんの不当解雇撤回に全力を尽くしたい。6月22日に横浜地裁で行われる

証人尋問で、会社側証人の人事部長が真実を証言するように注目と監視を強めたい」と話しました。

川崎合同法律事務所
の畑福生弁護士は、2019年1月からの裁判において、伊草さん弁護団の的確な論戦により会社側主張を次々に変遷させていることを報告し、「会社側主張を破綻させて会社側を土俵際まで追い詰めている。弁護団も完全勝利判決の獲得をめざして奮闘する」と述べました。

5月27日(木) NEC本社前での要請行動(右端が伊草さん)



証人尋問で、会社側証人の人事部長が真実を証言するように注目と監視を強めたい」と話しました。

一日日でも早く

職場に戻してください

決意表明に立った伊草貴大さんは、2014年の入社からセクハラ、拉致、不当解雇までの経緯を簡潔に報告し、「私はNECに不当解雇撤回をさせ、1日でも早く職場に戻るためにここに来ました。私は会社に障害者であるとレッテル張りされ、職場復帰を拒否され、休職期間満了を名目に解雇を強行されました。こんな乱暴なやり方許されるでしょうか。このような不当解雇は絶対に許しません。NECは私が『何らかの精神疾患』という特定が

できない病気が治っていないと主張し、さらに本来休職理由であった『適応障害』という病気ではなく、『コミュニケーション能力不足』が治っていなかったという休職理由のすり替えをしました。会社が言い訳をすれぼするほど、NECのブランドに傷が付くだけです。NECは私の不当解雇を撤回し、一日でも早く職場に戻してください」と気迫をこめて訴えました。

社前行動が終了後、伊草さんと米田徳治委員長の要請団は、NEC本社の社内会議室でNEC担当者2人に対して要請交渉を45分間行いました。

外務省・パンフ「誰一人取り残さない社会に向けて」

読んで理解を深めて職場活動に生かそう

米田委員長メッセージ 94

日本政府は2020年10月16日に「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)(以下、「ビジネスと人権行動計画」)を策定し、「ビジネスと人権ポータルサイト」を立ち上げたことは紹介しました。

啓発のために、パンフレット「『ビジネスと人権』とは? ビジネスと人権に関する指導原則」を2020年3月に発行しています。そして、21年4月にパンフレット「誰一人取り残さない社会に向けて」を発行しました。

多くの組合員が是非読ん

で「ビジネスと人権」の理解を深めていただきたいと思います。その中には「政府からの企業への期待」として、「企業が国際的に認められたい人権等を尊重し、人権アユール・デシリジェンスのプロセスを導入すること」。「人権デュー・デシリジェンス」に

については、外務省総合外交政策局人権人道課(代03-3560-3311)から送っていただくか、<http://docoden.jp/bookdata/tyo/2021/03/gaimu/HTML5/pc.html#page/1>で見ることが出来ます。ぜひ、読んでください。

